

日本救急医学会中国四国地方会会則

第1章 総則

- 第1条 本会は日本救急医学会中国四国地方会と称す。
- 第2条 本会は救急医学の進歩向上をはかり救急医療の普及と発展に貢献することを目的とする。
- 第3条 本会の事務局は岡山大学学術研究院医歯薬学域 救命救急・災害医学講座におく。
- 第4条 本会はその目的達成のために次の事業を行う。
- 1 学術集会、研究会及び講演会の開催
 - 2 会員相互の親睦
 - 3 その他本会の目的達成に必要な事業

第2章 会員

- 第5条 会員は名誉会員、A会員、B会員及び賛助会員よりなる。
- 第6条 名誉会員とは本会のために特に功労のあったもので、代表幹事の推薦により幹事会・評議員会の議を経て承認され、総会で報告する。
- 第7条 A会員とは本会の目的に賛同する医師及び医学研究者で、所定の会費をおさめたものをいう。
- 第8条 B会員とは本会の目的に賛同する看護職員、救急隊員、その他の救急医療従事者で、所定の会費をおさめたものをいう。
- 第9条 賛助会員とは本会の目的に賛同する個人または団体で、A会員の推薦に基づき評議員会の承認を経、所定の会費をおさめたものをいう。
- 第10条 本会に入会しようとするものは、当該年度の会費をそえて本会事務局に申し込むものとする。
- 第11条 会員は次の場合にその資格を喪失するものとする。
- 1 退会の希望を本会事務局に申し出たとき。
 - 2 会費を引き続き3年以上滞納したとき。
 - 3 死亡または失踪宣言をうけたとき。
 - 4 本会の名誉を傷つけ、また本会の目的に反する行為があったと、幹事会で審議し、評議員会が決定したとき。

第3章 役員

- 第12条 本会に次の役員を置く。
- (1) 代表幹事 1名
 - (2) 幹事 若干名
 - (3) 会長 1名
 - (4) 副会長 1名
 - (5) 評議員 若干名
 - (6) 監事 2名
- 第13条 本会の役員は次の規定により選出する。
- 1 代表幹事は幹事の中から選出する。
 - 2 幹事は評議員の中から代表幹事が委嘱し、幹事会・評議員会の議を経て承認され、総会で報告する。
 - 3 会長は評議員の互選によって選出し、または、評議員の中から代表幹事が委嘱し、幹事会・評議員会の議を経て承認され、総会で報告する。
 - 4 副会長は次期会長であり、評議員の互選によって選出し、評議員の中から代表幹事が委嘱し、幹事会・評議員会の議を経て承認され、総会で報告する。
 - 5 評議員は代表幹事が評議員会の議を経てA会員およびB会員の中から委嘱する。
 - 6 監事は評議員の互選により代表幹事が委嘱し、総会で報告する。
- 第14条 本会の役員は次の職務を行う。
- 1 代表幹事は本会を代表し会務を統括する。
 - 2 幹事は会則に従い会務の最重要事項を処理する。
 - 3 会長は学術集会の開催を行う。
 - 4 副会長は会長を補佐し学術集会開催に協力する。
 - 5 評議員は会則に従い重要事項を審議する。
 - 6 監事は会務を監査する。
- 第15条 本会の役員の任期は次のとおりとする。
- 1 会長、副会長の任期は、前年度の学術集会終了の翌日から、担当する学術集会の最終日までの1年とする。
 - 2 幹事の任期は2年とする。再任を妨げない。
 - 3 評議員の任期は2年とする。再任を妨げない。ただし、正当な理由なく3年連続して評議員会を欠

- 席した者は、その時点で自動的に、その資格を失う。
- 4 評議員の定年は65歳とする。医師会推薦の評議員はその限りではない。
 - 5 監事の任期は2年とする。再任を妨げない。
 - 6 補充又は増員された役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

第4章 総会

第16条 総会はA会員、B会員及び名誉会員を持って構成する。

第17条 総会は毎年1回代表幹事により召集され、評議員会にて審議決定された事項について、総会で報告する。

第18条 代表幹事は、次の各号に掲げる事項について定期総会で報告しなければならない。

- 1 事業報告及び収支決算
- 2 事業計画及び収支予算

第5章 幹事会

第19条 幹事会の構成は代表幹事、幹事、監事、会長、副会長とする。

第20条 代表幹事は必要に応じて、または幹事、監事からの請求により毎年1回以上幹事会を召集する。

第21条 幹事会の議長は代表幹事とする。

第22条 幹事会は本規約に記載した事項、その他重要な事項を審議する。

第23条 幹事会は幹事会構成員の1/2以上の出席をもって成立し、議決には出席者の過半数の賛成を必要とする。賛否同数の時は代表幹事の決するところによる。

第6章 評議員会

第24条 代表幹事は毎年1回評議員会を召集する。また代表幹事は必要に応じて臨時に評議員会を開くことができる。また評議員現在数の1/3以上から、会議の目的を示して請求があったとき、代表幹事は30日以内に臨時評議員会を召集しなければならない。

第25条 評議員会の議長は代表幹事とする。

第26条 評議員会は本規約に記載した事項、その他必要な事項を審議決定する。

第27条 評議員会は全評議員の1/2以上の出席をもって成立し、議決には出席者の過半数の賛成を必要とする。賛否同数の時は代表幹事の決するところによる。

第28条 名誉会員は評議員会に出席して意見を述べることができる。

第7章 会計

第29条 本会の経費は次の収入をもってあてる。

- 1 年会費 評議員 5000円、A会員 3000円、B会員 1000円、
賛助会員：医師会 30,000円（ただし役職評議員の会費を含む）、賛助会員：消防 3000円
- 2 寄付金
- 3 その他収入

第30条 本会の事業計画及びこれに伴う収支予算は、毎会計年度の開始前代表幹事が編成し、幹事会で審議し、評議員会の議決を経て、総会に報告しなければならない。

第31条 本会の収支決算は、毎会計年度終了後に代表幹事が作成し、総会に報告しなければならない。

第32条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

第33条 名誉会員からは年会費は徴収しない。

第34条 本会則の変更には、幹事会で審議し、評議員会の議決を経たうえで総会において報告する。

平成17年5月28日改正（第3条変更、第15条4項追加）

平成19年5月25日改正（第13条3項変更、第16条変更）

平成20年5月31日改正（第28条1項に会費額追加）

平成22年5月15日改正（第3条の事務局変更）

平成24年5月12日改正（第15条7追加、第28条1項に追加）

平成25年5月19日改正（第28条1項の年会費追加）

平成26年5月25日改正

平成28年5月20日改正（第1章第3条の事務局の名称変更）

平成30年5月11日改正（第1章第3条の事務局変更）

令和5年7月7日改正（第1章第3条の事務局変更）